

(2)配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

4, 904百万円

婦人相談所が配偶者からの暴力被害者を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《170, 627百万円→174, 306百万円》

(1)母子家庭等の総合的な自立支援の推進

7, 804百万円

○自立のための就業支援等の推進

2, 744百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。【1.3億円】

修業期間の最後の1／3の期間（上限12か月）

→ 修業期間の後半1／2の期間（上限18か月）

○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2)自立を促進するための経済的支援

166, 502百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要な資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療の充実

《18, 434百万円→19, 301百万円》

(1)不妊治療への支援等

4, 620百万円

○不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)